

◎新潟県告示第300号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
成田歯科医院	長岡市花園3丁目9番27号	令和7年2月12日
ウエルシア薬局三条保内店	三条市下保内1050-1	令和6年12月31日
ウエルシア薬局新発田加治店	新発田市上館483番地	令和6年12月31日
みつけこどもクリニック	見附市新町3丁目8番5-1号	令和7年2月6日
宮本歯科医院	燕市地藏堂本町三丁目6番1号	令和7年1月31日
共創未来 吉田北薬局	燕市吉田大保町28-33	令和7年1月31日
相沢整形外科医院	上越市北本町1丁目1番5号	令和7年1月31日